

愛恵だより

「愛恵」の題字は初代理事長 三吉 保 氏による

保護司を引き受けて



公益財団法人 愛恵福祉支援財団
理事 河合 裕 志
(日本キリスト教団新横浜教会 牧師)

私が赴任しました新横浜教会に保護司をされている役員さんがいて、今度保護司を定年になるのであとをやって頂けたら、との話がありました。私はこれまで保護司の経験はないのでしばらく考えさせてもらいましたがこれも神さまのみ心かなと思い引受けさせて頂きました。そして75歳の定年までの10年程の短い期間保護司の任に当たりました。

果たして引受けてみるとなかなか大変です。私は横浜市神奈川区保護司会所属となります。保護司法第1条(保護司の使命)にはこうあります。「保護司は、社会奉仕の精神をもって、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発を努め、もって地域社会の浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄与することを、その使命とする」。

「犯罪をした者及び非行のある少年」で保護観察の処分を受けた人達が保護観察所から紹介され送られてきます。私が担当した人達は、盗み、薬物、性犯罪、車事故、暴力等に関わった人々ということになります。月1度わが宅に来てもらい様子を聞いたりアドバイスをしたりします。そして報告書を観察所に送付します。こうして保護観察官と保護司とで対象者の改善更生を助けるのです。本人宅に行ってお保護者に会い、対象者を受入れる意思があるかを尋ねたり、殺人事件に関わった人を刑務所に面会に行ったりすることもあります。

これまでいろいろな人達の出会いはありましたがその中で特にA君のことは忘れられません。親から見放された思いが強く親に反抗的。すでに独立していましたが親を訪ね、身の危険を感じた親は警察に通報、M警察署より深夜電話があり、A君を引取ってほしいと。行ってみますとA君と両親がいてA君は親をぶっ殺してやる、とわめいていました。ようやくの思いでなだめA君と私はパトカーでA君のアパートに向ったことで

す。その後A君は他の地域に移ったので私の担当を離れることになりましたが船の荷揚げ作業等、真面目に続けていてくれればと思います。

保護司はどんな罪を犯した人でも良い人になり得ると信じて当たっています。私は保護司をやって罪の実相といますか、その生々しい現実にあふれ、人間理解を深くされたと思っています。またこの人達と私の出会いがいくらかでも良い感化を与え更生の助けとなれば幸いに思います。そして今でも皆さんを祈りに覚えさせて頂いています。皆んなそれぞれいい人なんですね。ただ置かれた環境、また人間関係が悪の道へ導くことになりました。

人間は弱さを持っています。いつも意志強固、鉄人という訳には行きません。そんな私達です。主イエスはこう祈れと「主の祈り」を教えてください。その一節に「我らを試みにあわせず、悪より救い出し給え」とあります。神さまに、主イエスにこう祈る。祈って上より力を与えられ悪の誘惑に負けない、打ち勝つ者となることが大切ではないかと思います。これは人様に言う前にまず自分自身に言って聞かせるものと自覚させられます。

保護司は「個人及び公共の福祉に寄与することを、その使命」とします。愛恵福祉支援財団は「豊かな福祉社会の建設に寄与することを目的」とし「隣人愛の実践」に励んでいる奉仕団体ですが保護司の働きもそれに通じるものがあるように思います。先頃大津市の保護司さんが対象者から殺害される痛ましい事故があり、保護司減少の折から更に保護司のなり手の少なくなることが心配されています。安全対策の検討があってよいでしょう。今後とも監察官の指導のもと、地元の保護司が力を合わせて一人の大切な人の更生に当るという日本独自のすぐれた仕組みを続けて行けたらと思います。これは誠に尊い「社会奉仕」です。保護司になろうとする人が一人でも手を上げてもらえればと願う者です。

共催・後援
公募事業

住み慣れた場所で自分らしく「幸せ」に暮らしていくために

主催：東京YWCAヒューマンサービスサポートセンター

後援：愛恵福祉支援財団

その人らしさが輝く支援「人生紙芝居」～聴くから始まるケア～

講師の奥田氏は、薬学部卒業後、企業の研究職を経て東京YWCA専門学校社会福祉科を卒業し、高齢者、障害者福祉事業に携わってきました。2005年から認知症デイサービスの利用者と関わる支援の一つとして「人生紙芝居」という、目の前のお年寄りが主人公となって登場し、その方が大事にしてきた家族、仕事、信念等が描かれた世界で唯一の手作り紙芝居を作り始めました。制作過程や大切なポイントの説明、実際の上映があり、「人生紙芝居」には、1. 利用者の自己肯定感が高まる、2. 利用者同士、介護者、家族との相互理解が深まる、3. 互いに相手を認め合い居心地のよい居場所ができる等、その作成から上映までのプロセスすべてを通して様々な効果があることを学びました。

参加した方の半数以上が福祉現場職員で、仕事のモチベーションが上がった、日々のケアに追われる中でも「聴く」ことを忘れずにいたい、実践したいという感想がありました。共感し学ぶことで、自分たちの状況に気づき、変えたい思い、勇気や元気を得ることができたと満足度の高い講演会となりました。



「死を前にした人にあなたは何かができますか」

～ユニバーサル・ホスピタルマインドをすべての人生のそばに～

講師 小澤竹俊氏（めぐみ在宅クリニック院長、エンドオブライフ・ケア協会代表理事）

日時 2024年3月16日（土）

14:00～16:00

会場 東京YWCA会館 カフマンホール

ユニバーサル・ホスピタルマインドとは、死と向き合うホスピスの現場で培われた穏やかな心の育み方、自分らしくあること、最後まで生き切ることです。「苦しむ人にわたしができること」「どうしたら苦しみを和らげることができるのか」「支えている人も支えてほしい」など難問の解決策となる実践的な方法を学ぶというテーマで行われました。参加した方の雰囲気や反応を確認しながら進められ、講師が自宅介護に取り組む家族とのやり取りのテレビ放映映像や昭和歌謡の視聴、近くの方と言葉を交わす演習などがありました。

参加した方は、専門職・一般・シニアダイアル研修など、幅広い立場の方々と、わかりやすく楽しかった、涙が出た、穏やかな心の大切さに気づいた、否定しないこと・反復・うなずく声掛けなどを実践したいなどの感想がありました。それぞれの方に、気づきや感じ取られた感情があり、特に「ホスピスマインド」への気づきが多数書かれていたことから、目的を達成できた講演会となりました。

公益財団法に関する法律の一部が改正された

趣旨

- *公益法人は民間公益を担う主体として大きな潜在力を有しているが（法人数 9,700、職員数約 12 万人、公益目的事業費年間 5 兆円、総資産 31 兆円）、現行制度の財務規律や手続きの下では、その潜在力を発揮しにくいとの声が上がっていた。
- *このため、①財務規律等を見直し、法人の経営判断で社会的課題への機動的な取り組みを可能にするとともに、②法人自らの透明性向上やガバナンス充実にに向けた取組を促し、国民からの信頼・支援を得やすくすることにより、より使いやすい制度へと見直しを行い、民間公益の活性化を図るためその一部が改正された。

改正の概要

1. 財務規律の柔軟化・明確化

- 収支相償原則の見直し①（中期的収支均衡）
（公益事業費用を超える収入を得てはならないの見直し）
公益法人は、その公益目的事業を行うにあたって内閣府令で定めるところにより、当該公益目的事業に係る収入をその実施に要する適正な費用（当該公益目的事業を充実させるために将来において必要となる資金として内閣府令で定める方法により積み立てる資金を含む。）に充てることにより、内閣府令で定める期間において、その収支の均衡図られるようしなければならない。
ア、公益充実資金の導入（将来の公益目的事業を充実させるための資金。）
イ、現行の公益目的事業に係る特定費用準備資金及び資産取得資金を統合の上より使いやすい制度として創設、複数目的のための一つの資金として管理される。
ウ、積立て段階では本来費用計上されない公益充実資金の積み立てを費用とみなす、を規定。
- 遊休財産規制の見直し
 - ・「遊休財産」の名称を「使途不特定財産」に変更。
 - ・保有制限の対象となる使途が特定されていない財産のうち、災害等の予見し難い事由に対応し、公益目的事業を継続するために必要となる公益目的財産を保

有制限の対象から除外（＝安定した法人運営のため上限額を超過した財産の保有が法人の経営判断と説明責任で可能になる。）

- ・保有の上限となる 1 年分の公益目的事業費は過去 5 年間の事業費の平均額を基本とする。

2. 行政手続の簡素化・合理化

- 収益事業等の内容の変更について、認定事項から届出事項に見直し。

3. 自律的なガバナンスの充実、透明性の向上

- わかりやすい財務情報開示のため、公益法人に 3 区分経理（公益目的事業、収益事業等、法人運営）を原則義務付け。

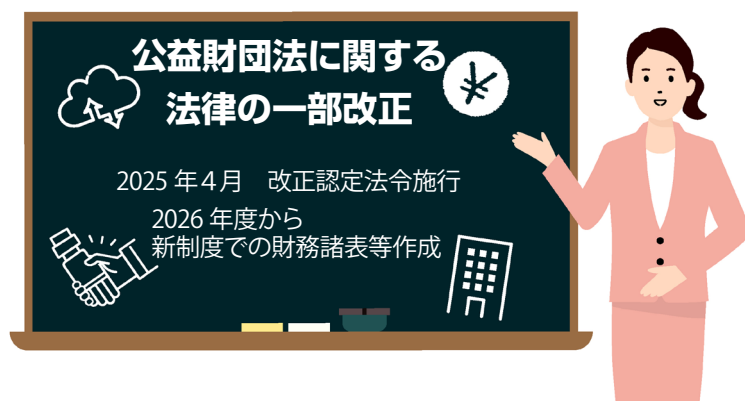
【実施スケジュール】

制度改革において 2024 年内において省令・ガイドラインの改正、会計基準見直し体制整備が行われ、実施スケジュールは以下による。

2025 年明けに法人への説明・周知。新制度へ移行支援

2025 年 4 月 改正認定法令施行

2026 年 4 月 2026 年度から新制度での財務諸表等作成経過措置が設定されるが実施期間は未定。



2024年度 ペイン記念奨学金 受給者決定

社会福祉実践分野のリーダーとしての人材育成を目的とし、日本の大学院に在学する学生に年間100万円を限度として授業料相当額及び研究補助費年間10万円を奨学金として給付しています。

2024年度の新規受給者は以下の4人。

本年度の同奨学金の受給者は次の通りです。

● **ZXさん** 立教大学大学院 博士前期課程2年

研究のテーマ

「なぜ在宅死の意思と現実とのギャップが生じているのか」

● **AHさん** 明治学院大学大学院 博士後期課程1年

研究のテーマ

「精神障害当事者ピアサポートの意義と課題 ―ピアサポートの根幹とその制度化のあり方について」

● **HMさん** 日本女子大学大学院 博士前期課程2年

研究のテーマ

「医療費貸付は、低所得層に対していかなる機能を果たしたか」

● **SHさん** 日本社会事業大学大学院 博士前期課程1年

研究のテーマ

「認知症家族会と介護負担感軽減の関連性について」

※2023年度受給者3名が2024年度も引き続き奨学金を受給することになりました。合計7名に奨学金を給付します。

2024年度助成事業Webで受付中

8月1日～10月1日

1. 助成対象

当財団の助成事業は社会福祉事業（福祉施設の運営、福祉活動（①子どもたちの健全な育成 ②地域コミュニティの活性化 ③社会的弱者に対する活動 ④コロナ禍、被災などで見えてきた課題に対する活動 ⑤国内における国際的活動など）を行う民間の団体が必要とする設備、備品類に対し助成します。

申し込み者は原則として非営利の法人であること（ただし法人でなくても2年以上の継続的で組織的な活動を行っている任意団体は対象とする。）

2. 助成内容

- 1) 助成総額 2,500万円
- 2) 1団体当たり30万円を限度とする（事業運営に必要な設備備品の購入に対する助成）

※詳しくは愛恵財団 Web をご覧ください。



社会福祉法人上郡福祉会

幼保連携型認定こども園 陽光こども園（兵庫県） ビニールプール



助成
しました

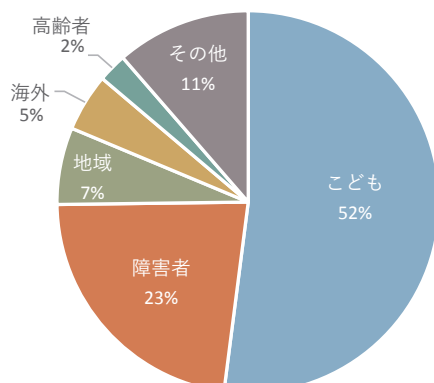


特定非営利活動法人ゆいまーる

放課後等デイサービスゆいまーる（東京都）折り畳みヘルメット

2023年度助成金実績 分野別件数

こども	64	高齢者	3
障害者	28	その他	14
地域	8	合計	123
海外	6		



愛恵福祉支援財団 案内図

J R 駒込駅 東口より徒歩2分

北区中里2-6-1 愛恵ビル5F

電話 03(5961)9711

